

新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時的に
国有財産の貸付料等の支払いが困難な方へ

国有財産を借り受けている方等のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が減少し、貸付料等の支払いが困難な事情のある方は、近畿中部防衛局総務部会計課出納係までご相談ください。

- 履行期限の延期制度について：https://www.mof.go.jp/national_property/topics/taiou.htm
(財務省へリンク)
- 相談窓口： 近畿中部防衛局総務部会計課出納係 T E L 0 6 - 6 9 4 5 - 4 9 7 1